

議案第 6 号

平成 17 年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成 17 年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

平成 17 年 11 月 28 日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取港湾事務所等清掃業務委託	平成 18 年度から 平成 20 年度まで	<div style="text-align: right;">千円</div> 6 5 7